

## 大同大学同窓会奨学金に関する規程

---

(主旨)

第1条 大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第38条に基づき、奨学金の運用に関することは、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、前条に関して必要な事項を定め、奨学金の支給に関して適正な運用を図ることを目的とする。

(奨学生選考委員会)

第3条 奨学金の支給に関して適正な運用を図ることを目的に、奨学生選考委員会(以下、「委員会」)を置く。

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- ①奨学金を支給する学生(以下「奨学生」という。)の募集に関する事
- ②奨学生の選考に関する事
- ③奨学金の支給に関する事
- ④奨学金の支給停止および返還に関する事
- ⑤奨学生の取消に関する事

第5条 委員会(以下「委員会」という。)は、次の委員をもって組織する。

(1)会長

(2)副会長3名

2 前項の委員のほか、委員長の必要と認める者を委員とすることができる。

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、会長とする。

3 委員会は、委員長が召集し議長となる。委員長が議長を務めることができない場合には、副会長より議長代行を選出する。

(奨学金の名称)

第7条 奨学金の名称は、「大同大学同窓会創立60周年記念奨学金」(以下「60周年記念奨学金」という。)とする。

(募集)

第8条 60周年記念奨学金は本学大学院入学予定者を対象に公募する。

2 公募に際する必要事項は、別途「大同大学同窓会60周年記念奨学生募集要項」(以下、「募集要項」)に定める。

3 募集要項は、毎年度委員会において審議し、執行委員会の承認を受けなければならない。

(選考)

第9条 奨学生は委員会が選考する。

- 2 選考に際して必要となる採用に関する申し合わせは、別途定める。
- 3 採用に関する申し合わせは、毎年度委員会において審議し定める。

(決定)

第10条 委員会は、奨学生として採用しようとする応募者を、選考終了後速やかに執行委員会に提案し承認を受けなければならない。

(辞退取消等による補充)

第11条 奨学生の決定後、支給の辞退および取消が発生しても、欠員に伴う奨学生の補充選考は行わない。

(事務)

第12条 奨学金に関する事務取扱は、事務局が対応する。

(奨学金の継続)

第13条 60周年記念奨学金は、最長2033年度入学者までを対象とし、以降については社会状況を踏まえて検討する。

附 則

第1条 この規程は、2024年5月25日から施行する。(制定)